

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
公募説明書に対する質問への回答書

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
1	公募説明書	20	VI	4	(2)	1)	提案書類の提出方法	電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすることとする。とありますが、図面等は印刷物のみを提出するという理解でよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
2	公募説明書	20	VI	4	(2)	5)	提案書類の提出方法	上記に関し、使用するアプリケーションはWordまたはExcelが指定されていますが、図面等のデータをご入用の場合はPDFでの提出としていただけますでしょうか。	PDFでの提出も可とします。

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
様式集に関する質問への回答書

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
1								個々の様式にグループ名を記載する欄がありませんが、記載不要でしょうか。記載が必要な場合は記載する位置等をご提示下さい。	記載不要です。
2							事業計画書 【様式第10号別添】	様式第10号-7開業費(固定的な費用) 様式第10号-8特別目的会社の構成 様式第10号-9事業収支計画(損益計算書)【消費税抜き】 様式第10号-10キャッシュフロー計画【消費税抜き】 の4様式については、SPCを設立することを想定した様式であると考えます。 SPCを設立しない場合においては、この4様式は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
要求水準書に対する質問への回答書(第2回)

No.	資料	ページ	項目番号					項目名	質 問	回答
1	要求水準書 (建設編)	2	1	3	(2)	2)		計画保管容量	剪定枝等ストックヤードの保管容量は記載の通り 1 日分を見込めばよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	要求水準書 (建設編)	11	1	1	7	(4)		全体計画	施設見学者の車両は1台ずつ来所すると考えてよろしいでしょうか。また、見学者車両は大型バス等を考慮する必要がありますか。	見学者車両は大型バスを考慮した提案をしてください。なお、添付資料2に示す利用可能な敷地のほか、従業者駐車場の一部が使用可能です。
3	要求水準書 (建設編)	11	1	1	7	(8)		全体計画	各機器は、原則としてすべて屋内に収容すると記載がありますが、仮設時にコンパクト設備を屋外に設置して運用することは問題ないでしょうか。	問題ありませんが、必要な防音対策を講じてください。
4	要求水準書 (建設編)	15	1	2	5	(1)		運転時間	ごみ中継施設は1日5時間運転とされておりますが、これは参考と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。本事業に適した提案をしてください。
5	要求水準書 (建設編)	15	1	2	6	(1)		水質	し尿処理施設へ送水する場合は、表5排水の公害防止基準（有害物質）および表6（その他項目）は適用外と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	要求水準書 (建設編)	21	1	5	1			試運転	試運転は令和9年2月末までに実施すると考えてよろしいでしょうか。	公募説明書に記載のとおり、令和7年10月より中継施設が稼働するため、中継施設に関する試運転は令和7年9月30日までに行うこととしてください。
7	要求水準書 (建設編)	23	1	⑥	3	(3)		引渡し性能試験	引渡性能試験期間は1日以上と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料	ページ	項目番号					項目名	質 問	回答
8	要求水準書 (建設編)	24	1	7	1	(1)		設計の契約不適合責任	第2段落の「2者（本町及び工事請負事業者）が合意した時期に実施するものとする」とありますが、これは何を実施するのかご教示ください。契約不適合検査でしょうか。	契約不適合検査を指します。
9	要求水準書 (建設編)	24	1	7	1	(2)	1)	プラント工事関係	ただし書きに「重大な契約不適合」とありますが、「重大な」とはどのような契約不適合を指すのでしょうか。例えば、公共工事標準請負契約約款において、引渡し後10年間の契約不適合責任を負う契約不適合は、「工事請負事業者の故意又は重過失による契約不適合」（公共工事標準請負契約約款第57条第6項）とされていますが、ここの「重大な契約不適合」も「工事請負事業者の故意又は重過失による契約不適合」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	前段の質問について、建替えざる得ないほどの深刻なプラント建築物の不具合等を想定しています。後段の質問についてが御理解のとおりです。
10	要求水準書 (建設編)	29	1	9	1	(3)		提案設計図書	図面のうち、2)各階機器配置図、3)建物断面図、4)フローシートは今回工事にて変更する部分をご提出することでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	要求水準書 (建設編)	30	1	9	4	(2)		施行承諾申請図書	土木・建築及び設備機器詳細図は今回工事にて変更する部分をご提出することでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
12	要求水準書 (建設編)	34	1	12	3	(1)		工事現場の管理	現場職員は現場代理人と考えてよろしいでしょうか。また常駐を要するのは、現地着工後と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	要求水準書 (建設編)	34	1	12	3	(7)		発生材の処理	解体エリア内に残存する灰以外の一般廃棄物、及び運営時に発生した産業廃棄物は、発注者殿にて事前処分をお願いします。	解体エリア内に残存する灰以外の一般廃棄物については発注者にて処理・処分を行います。産業廃棄物は民間事業者の責と費用にて処分ください。
14	要求水準書 (建設編)	35	1	12	3	(15)		工事用車両	工事用車両の待機場所をご教示願います。	添付資料2に示す利用可能な敷地のほか、敷地対向車線の敷地の一部が工事期間中使用可能です。
15	要求水準書 (建設編)	40	2	1	7	(6)		その他	ごみの飛散を防止するために必要な設備は、既設ごみビット及び既設ごみ投入扉と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
16	要求水準書 (建設編)	68	2	2	7	(2)		計装制御計画	既設を使用する場合、2)計装監視機能、3自動制御機能は現状のままと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案としますが、運営期間中も運営事業者が自ら使用することを勘案して必要な工事を実施してください。
17	要求水準書 (建設編)	73	3	1	2	(2)		仮囲いの設置	粉塵等が発生する場合に飛散防止措置として必要箇所シート等を設けることでよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

No.	資料	ページ	項目番号					項目名	質 問	回答
18	要求水準書 (建設編)	76	4	1	1	(4)		仮排水処理施設	処理水を放流しなければ、表9 処理排水基準は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	要求水準書 (建設編)	80	4	1	3	(2)		特別教育	講習終了証にて安全教育の受講が確認できる場合、新たな受講は要しないものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	要求水準書 (建設編)	82	4	1	4	(1)	6)	一般事項	工事状況を確認できるモニタは、現場事務所に配置することでよろしいでしょうか。	周辺住民も閲覧できる場所に設置することとします。
21	要求水準書 (建設編)	79	4	1	2	(4)	4)	その他	ポンプ、ブロワ等の機内に残置される油の量(概略数量)を提供願います。	解体対象施設は継続稼働を予定しているため、概略数量を明示することはできません。本町は解体対象とするポンプ、ブロワ等の残置される油の量は最小とするよう努めますが、残置した油脂類は事業者の責にて処理処分を行うこととしてください。
22	要求水準書 (建設編)	79	4	1	2	(4)	4)	その他	解体対象機器中に残っている薬品等について、種類、銘柄、想定される数量をご教示願います。	解体対象施設は継続稼働を予定しているため、概略数量を明示することはできません。本町は解体対象とする機器中の薬品等は最小とするよう努めますが、残置した薬品類は事業者の責にて処理処分を行うこととしてください。
23	要求水準書 (建設編)	79	4	1	2	(4)	5)	その他	炉室の各水槽内の残水及び各薬品槽内残置量(概算数量)及び炉室の機内、煙道等に残置される灰の量(概略数量)を提供願います。	解体対象施設は継続稼働を予定しているため、概略数量を明示することはできません。焼却施設停止後、煙道等の清掃は行わないため、残置される灰については現地調査の状況を勘案して事業者の責にて処理処分を行うこととしてください。
24	要求水準書 (建設編)	79	4	1	2	(4)	6)	その他	作業で集積した灰は一般廃棄物と想定されますが、処分先についてご指定はございますでしょうか。また、処分費は請負側で見込むものと考えますが、搬出に際しての契約及び必要に応じて自治体間協議をお願いします。	処分先の指定はありません。搬出に際しての契約及び必要に応じて自治体間協議が生じた場合、本町は工事請負事業者への協力を行います。

No.	資料	ページ	項目番号					項目名	質 問	回 答
25	要求水準書 (建設編)	84	4	1	7			汚染物質確認調査	事前調査結果の揭示、事前調査結果報告は行います。直近で、測定・採取された空气中ダイオキシン類濃度測定結果と汚染物サンプリング調査結果を提供頂くこと可能ですでしょうか。	添付ファイルを参照してください。また各機器に付着した灰のダイオキシン類のサンプリングデータは競争的対話時に提供を行います。
26	要求水準書 (建設編)	84	4	1	7	(1)	1)	施工前調査	工事に伴う管理区域の設定、保護具の選定及び廃棄物適正処理のために行う調査は、解体作業を開始する1年前と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
27	要求水準書 (建設編)	86	4	1	8	(3)	2)	廃棄物の処理処分	バグフィルタ内高濃度の灰は、廃棄処分が可能な設備を保有している外部専門業者で処分するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	要求水準書 (建設編)	67	6	(6)	1)	エ)	①	蓄電池の形式	無停電電源装置の蓄電池はアルカリ蓄電池でなければならないのでしょうか。	アルカリ蓄電池以外を使用するメリットが見られる場合は可とします。
29	要求水準書 (建設編)	68	7	(2)				帳簿データの保存期間	ユーティリティ使用量などの帳票データの保存期間は1年程度と考えてよろしいでしょうか。	運転維持管理に関するデータは3年の保存期間とします。
30	要求水準書 (運営編)	6	2	1	3	(2)	1)	電気	貴町が契約行う電気事業者について、より安価な事業者があった場合、協議は可能ですでしょうか。	協議は可能とします。
31	要求水準書 (運営編)	10	2	1	4	(12)		修繕金額	粗大ごみ処理施設の1件あたりの修繕金額は、運営事業者が貴町に提示する見積書で判断するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、運営事業者は施設修繕に係る必要な見積徴収について、特殊製品の調達や緊急を要する場合等の特段の事情を除き相見積もりを原則としてください。

No.	資料	ページ	項目番号					項目名	質 問	回答
32	要求水準書 (運営編)	17	2	1	5	(5)	1)	水質	し尿処理施設へ送水する場合、表12 排水の公害防止基準(有害物質)、表13 排水の公害防止基準(その他項目)は除外されると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	要求水準書 (運営編)	19	2	2	1	(1)		受付管理	ごみ搬入の料金徴収にあたり、施設内に常駐する職員から始業時にお釣りを預かり、終業時に料金とお釣りの残金をお渡しすることによってよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
34	要求水準書 (運営編)	19	2	2	(1)	2)		ごみ搬入の受付時間	月曜から土曜までの8時30分から16時までと記載されていますが、記載の時間帯は常に受付業務があると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	要求水準書 (運営編)	19	2	2	(2)	2)		受入管理	一般持ち込み者への補助作業は、積み降ろし後と考えてよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりです。ただし、一般持込者の持込量等、状況に応じて車両からの積み下ろしがあることを想定してください。
36	要求水準書 (運営編)	19	2	2	(2)	2)		災害ごみ	災害ごみとはどのようなものを想定されているかご教示願います。また運搬とありますが、湯河原美化センターへの運搬と解釈してよろしいでしょうか。	前段の質問については災害廃棄物を指します。後段の質問については御理解のとおりです。
37	要求水準書 (運営編)	20	2	2	1	(2)	3)	受入管理	バックカーにて搬入された場合、処理不適物を排除することは不可能です。また、処理不適物が投入されたことによって発生した損害は貴町にてご負担をお願いします。	損害が生じたときは契約書に従って費用を負担するものとします。
38	要求水準書 (運営編)	20	2	2	1	(2)	3)	受入管理	処理不適物が確認され搬入者が特定できた場合は、原則として搬入者に返還するとありますが、搬入者への連絡は貴町で実施いただけるとの解釈でよろしいでしょうか。また、搬入者に再来場いただき、処理不適物を回収いただくとの解釈でよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
39	要求水準書 (運営編)	20	2	2	1	(2)	4)	受入管理	搬入ごみの展開検査にご協力は致しますが、収集運搬をご担当する貴町にて実施をお願いします。	要求水準書のとおり、運営事業者にて搬入ごみの展開検査を実施してください。
40	要求水準書 (運営編)	21	2	2	2	(2)		統括責任者の配置	統括責任者は運営事業期間に常駐するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料	ページ	項目番号					項目名	質 問	回答
41	要求水準書 (運営編)	23	2	2	2	(5)		業務の引継ぎ	運営準備期間中の運営事務所は、貴町の指定する部屋を貸与いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	要求水準書 (運営編)	25	2	2	(17)	2)		貸与品	要求水準書 建設工事編36頁第1章第12節第4項に記載の予備品消耗品については、貸与品と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
43	要求水準書 (運営編)	26	2	2	2	(20)	1)	委託期間終了時	天災等、受注者の責によらない破損は、引渡し条件から除外していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
44	要求水準書 (運営編)	26	2	2	2	21)		精密機能検査	委託期間終了時の精密機能検査については、受託者が第三者機関へ依頼することとなっていますが、委託期間中の粗大ごみ処理施設の精密機能検査は貴町の所掌と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
45	要求水準書 (運営編)	26	2	2	2	(22)		性能未達時の対応	冒頭3行は、運営業務委託契約第56条第3項と同じ事項を規定したものであると考えますので、「本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する」とは、運営業務委託契約第56条第3項にある「受託者が実施した維持管理等が不十分であることに起因することが明らか」であるという意味と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	要求水準書 (運営編)	27	2	2	2	(22)	2)	性能未達成時の対応	エ)委託期間中における費用明細等は性能未達成時に提出するものと考えてよろしいでしょうか。	性能達成有無に関わらず、委託期間終了時に提出するものです。
47	要求水準書 (運営編)	28	2	2	3	(4)	2)	運搬経路	既定の運搬経路通行不可の場合、代替経路の想定があればご教示願います。	想定している代替経路はありません。
48	要求水準書 (運営編)	31	2	3	1	(1)		統括責任者	本項の統括責任者は21ページに記載されている統括責任者と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
49	要求水準書 (運営編)	31	2	3	1	(1)		総括責任者	統括責任者は、公募説明書の2.応募者の参加資格要件(8)長期包括運営委託事業を行う企業の要件に示されているとおり、本施設と同種(コンパクト&コンテナ、ビット&クレーン)の廃棄物運搬中継施設の業務従事経験を有する者と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
50	要求水準書 (運営編)	31	2	3	1	(3)		資格者の配置	表16に第3種電気主任技術者と記載されておりますが、電気主任の選任等を保安協会へ委託した場合は、配置の必要はないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
51	要求水準書 (運営編)	33	2	3	7			その他	常駐する貴職員の人数をご教示願います。	3名とします。
52	要求水準書 (運営編)	37	2	4	8	(2)		建築施設・施設の保全	「工事請負事業者の契約不適合責任を前提として」の意味するところをご教示ください。	建設工事において、建築構造物及び構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引き等を実施した場合は、工事請負事業者が契約不適合責任義務が生ずることを前提としています。

No.	資料	ページ	項目番号					項目名	質 問	回 答
53	要求水準書 (運営編)	40	2	7	2	(4)		防火・防災管理	受託者が不在となる夜間や休日は、ご協力や消防署への連絡が除外されると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、可能な限り町に協力することとします。
54	要求水準書 (運営編)	41	2	7	8			積雪時の対応	運営事業者が実施する除雪範囲は敷地内と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
55	要求水準書 (運営編)	42	2	7	12			研修等への協力	貴町が本施設内で行うイベントや研修、その他事業に協力することとされておりますが、どのようなものがあるかご教示願います。	現時点においては想定しているイベントや研修などはありません。

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
基本協定書に対する質問への回答書

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
1	基本協定書	2	6	2	(1)		役割分担	工事請負事業者は、「本建設工事請負契約に従い、原則として運営事業者のみに対して損害賠償を請求すること」とありますが、“本建設工事請負契約に従い”を具体的に規定すると、“本建設工事請負契約特記事項第13条第2項及び第3項に従い”になるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	基本協定書	2	6	2	(2)		役割分担	運営事業者は、「本運営業務委託契約に従い、原則として工事請負事業者のみに対して損害賠償を請求すること」とありますが、本運営業務委託契約には、運営事業者が工事請負事業者に対して損害賠償する旨を定める規定はありません。運営事業者は、何に従って、工事請負事業者に損害賠償を請求することになるのかご教示ください。	運営業務委託契約の第49条に損害賠償請求にかかわる規定として第2項及び第3項を追加致しますので、運営業務委託契約書案の修正版を参照してください。
3	基本協定書	4	13	3	(5)		秘密保持義務	貴町が事業者の承諾を要することなく、秘密情報を町議会に開示することができるとされていますが、町議会は公開されますし、議員の方々も法律上守秘義務を負っていないことから、開示にあたっては、事前に協議を実施いただきますようお願いいたします。	基本協定書案のとおりとします。

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
建設工事請負契約書案に対する質問への回答書

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
1	建設工事請負契約書案	2	1	3	(3)		総則	「仕様書等」とは、要求水準書第2章から第4章に定める内容を指すとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第2章から第4章のほか、要求水準書「第1章 第12節 その他 第1項 関係法令及び基準、規格の遵守」を指します。
2	建設工事請負契約書案	6	10	1			現場代理人、主任技術者及び管理技術者等	技術者等の配置は現地着工後と考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負工事契約期間中に配置することとしてください。
3	建設工事請負契約書案	7	10	2			現場代理人、主任技術者及び管理技術者等	現場代理人の常駐は現地着工後と考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負工事契約期間中に配置することとしてください。
4	建設工事請負契約書案	10	16				工事用地等の確保	施工上必要な工事用地は、設計図書にて協議するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、必要に応じて競争的対話時に質問を行うことを可能とします。
5	建設工事請負契約書案	14	21				受注者の請求による設計施工期間の延長	（受注者の請求による設計施工期間の延長）規定について、公共工事標準請負契約約款第22条では、第1項だけでなく第2項が設けられており、そこで請求後の対応を定めています。それは他の自治体様の契約約款でも同様です。 本契約では、第2項が設けられていませんが、上記契約約款と同様に、本条により、受注者が設計施工期間の延長請求を請求した場合、必要があると認められるときは工期の延長が認められると理解しております。また、その延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更が行われ、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	建設工事請負契約書案	14	22				発注者の請求による設計施工期間の短縮等	工期の短縮等について、公共工事標準請負契約約款は、第21条（著しく短い工期の禁止）条項を設けて、発注者が考慮しなければならない事項を規定しています。他の自治体様の契約約款でも同様です。 本契約では、（著しく短い工期の禁止）条項がありませんが、上記契約約款と同様に、発注者が工期の延長又は短縮を行うときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等が考慮されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
7	建設工事請負契約書案	26	43の2	3, 5, 7			談合その他不正行為	同趣旨の規定が運營業務委託契約第58条第4項、同契約第64条第1項、第3項にあります。建設工事請負契約に基づいて違約金及び賠償金を支払う場合、合わせて運營業務委託契約に基づく支払も行うとなると、受注者が過大な負担をすることになることから、請求は、建設工事請負契約と運營業務委託契約のどちらか一方しかされない旨を明記いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
8	建設工事請負契約書案	37	4	2			著作権の利用等	受注者の固有の技術等に関する事項を発注者使用するに際しては」について、ここでの「使用」とは、本項（１）から（３）を指すとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	建設工事請負契約書案	37	4	2			著作権の利用等	「事業者」は「受注者」の誤りですので、修正をお願いいたします。	ご指摘のとおり修正します。
10	建設工事請負契約書案	38	4	3	(2)		著作権の利用等	著作権法第19条第1項は氏名表示権に関する規定で、同第29条第1項は映画の著作物に関する規定です。本件において、映画の著作物に関する同第29条第1項は関係しないと理解いたしますが、その理解でよろしいでしょうか。なお、運營業務委託契約第74条第4項(2)に同趣旨の規定があり、そこでは「本施設に受託者の実名又は変名を表示すること」と規定しています。	同第29条は削除とします。
11	建設工事請負契約書案	40	13	2			運営事業者との協力等	「運営事業者の故意又は過失その他のごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤードの運営管理にかかる要求水準の未達により損害が生じたとき」とありますが、どのような場面で、受注者が損害を負うことを想定して規定されたのかご教示ください。	例えば、運営事業者の従業員が受注者の工食用機器や車両等を故意又は過失により毀損した場合が考えられます。
12	建設工事請負契約書案	40	14	3			既存運営受託者との調整等	「約款21条を準用する」について、準用するにあたっては、約款第21条の質問回答の内容が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
運営業務委託契約書案に対する質問への回答書

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
1	運営業務委託契約書案	頭書	4				契約金額	「その他物価変動等による増減額を加算した額」を記載された意図を分かりかねております。ご教示をお願いいたします。	運営業務委託契約の委託費は物価スライドの条項が含まれており、発注者の予算措置もこのことを前提としているためとご理解ください。
2	運営業務委託契約書案	2	1	4	(20)		不可抗力	本項で法令変更は不可抗力に含まれないとありますが、法令変更により設備改造が必要となった場合の対応は貴町の所掌と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	運営業務委託契約書案	6	16	1			業務の実施	ただし書きについて、業務実施場所に関するものですので、業務実施場所を定める第2項に規定すべきと考えます。修正のご検討をお願いいたします。	ご指摘のとおり修正します。
4	運営業務委託契約書案	7	20				総括責任者	総括責任者及び運転責任者は運営期間に配置するものと考えてよろしいでしょうか。	運営期間を通じて配置してください。
5	運営業務委託契約書案	8	21	1			貸与品	要求水準書 運営編 添付資料1に記載されている貸与品の重機(トラクターショベル)について、初年度登録をご教示願います。	令和3年度です。
6	運営業務委託契約書案	8	22	3			モニタリング	「別紙[5]」は別紙[1]」の誤りです。修正をお願いいたします。	ご指摘のとおり修正します。
7	運営業務委託契約書案	8	23				監視職員	施設に配置される監視職員は、料金及びおつりの受け渡し窓口を担当していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	運営業務委託契約書案	11	31				処理不適物の排除	処理不適物の排除は、直接持ち込みが対象と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	運営業務委託契約書案	11	32	2			処理不適物の取扱	箱根町の収集運搬によって処理不適物が搬入された場合、復旧は箱根町の所掌と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、運営事業者は本施設の復旧の協力を行うものとします。
10	運営業務委託契約書案	11	32	2			処理不適物の取扱	「処理不適物の混入がやむを得ないものと委託者が認める場合」とは、受託者が善良なる管理者の注意をもって業務を実施していれば（＝委託者に提出する運転管理マニュアルに従った対応がなされていれば）認められるとの理解でよろしいでしょうか。	マニュアルの内容が適正であり、かつマニュアルに従った適正な業務遂行が行われているときは御理解のとおりです。

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
11	運営業務委託契約書案	11	32	2			処理不適物の取扱	委託者と受託者が費用負担に関する協議をする対象が、「当該故障等・事故等が本事業の継続に重大な影響を与えるとき」に限られています。追加費用が発生する対応が必要となった際には、都度協議をお願いいたします。また、費用負担者について、受託者が善良なる管理者の注意をもって業務を行っていた場合は、貴町にて費用をご負担いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
12	運営業務委託契約書案	12	33				処理手数料の徴収	処理手数料は日々貴町の監督員殿へ納付するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	運営業務委託契約書案	13	39	3			計画搬入量及びごみ質	対象ごみの単位容積質量について、「要求水準書の表[9]」だけでなく、表の[10]にも記載されていますので、加筆をお願いいたします。	ご指摘のとおり修正します。
14	運営業務委託契約書案	13	40	3			維持管理業務	1件の金額は運営事業者が貴町に提示する見積書によって判断すると考えてよろしいでしょうか。	発注者が適切な見積もりと認めるときはお考えの通りです。
15	運営業務委託契約書案	15	44	5			補修・機器更新	本項において補修を実施するのは委託者と読み替えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。本項は「委託者が前項に従い粗大ごみ処理施設の補修を実施するにあたっては、受託者はこれに協力するものとする。また、委託者の補修の実施により受託者に損害が生じたときは、委託者がこれを補償する。」とします。
16	運営業務委託契約書案	15	47	2			住民対応	「住民等の意見等があり、委託者が受託者に指示したとき」における“住民等の意見等”について、要求水準書Ⅱ運営編P41 第10項住民対応(1)2)に記載されているとおり、「本運営委託の業務範囲に係る」ものが対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	運営業務委託契約書案	18	56	4			契約終了時の本施設の移管	「粗大ごみ処理施設を除く」とは、粗大ごみ処理施設は、他の施設と異なり、運営期間終了後の改修等の対応が不要であることを意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
18	運営業務委託契約書案	19	58	4			談合防止	同趣旨の規定が建設工事請負契約第43条の2第3項、第5項、第7項にあります。運営業務委託契約に基づいて違約金及び賠償金を支払う場合、合わせて工事請負契約に基づく支払も行うとなると、受託者が過大な負担をすることになることから、請求は、建設工事請負契約と運営業務委託契約のどちらか一方しかされない旨を明記いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
19	運営業務委託契約書案	22	65	5			不可抗力	「第[66]条第2項」は、「第62条第2項」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。

No.	資料	ページ	項目番号				項目名	質 問	回答
20	運営業務委託契約書案	24	71	3	(5)		秘密の保持	「委託者が本施設の運営管理に関する業務を受託者以外の第三者に委託する場合又はかかる第三者を選定する手続きにおいて特定又は不特定の者に開示する場合」について、かかる第三者が受託者の競合である場合など、秘密情報がかかる第三者に開示されることにより受託者の競争上の地位を害するおそれがあることから、開示にあたっては、事前に協議の場を設けていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
21	運営業務委託契約書案	24	74	3			著作権等の利用	「委託者が情報公開等に対応可能なように、成果物等を利用できるようにしなければならない」について、成果物等に受託者の秘密情報が含まれることが考えられますので、情報公開請求等がある都度、開示範囲等について協議をお願いいたします。	原案のとおりとします。
22	運営業務委託契約書案	29	別紙1	2	-3	①	是正勧告	是正勧告につきましては、事象ごとに回数を考えると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
23	運営業務委託契約書案	44	別紙5	3			委託費の精算	「初回改定時の基準額は、本契約額とする。」とありますが、『本契約額』は『本契約額のうち燃料費（運搬）に係る額』と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	運営業務委託契約書案	44	別紙5	4			委託費の精算	支払い方法に関して、別途協議させていただくと考えてよろしいでしょうか。 また、「別紙2の算定方法に基づき改訂を行う。」について、その文言の下に記載された算定式は、別紙2 2. に定める変動費（円／年）（算出式は以下のとおり）を算出する際に用いるものであって、2カ月に一度見直しを行う“（受託者が提案する軽油単価（円／年）”を算出するものとの理解でよろしいでしょうか。 『（変動費（円／年））＝（受託者が提案する年間使用する軽油量（円／年）×（受託者が提案する軽油単価（円／年））』 その理解を前提にしますと、「別紙2の算定方法に基づき改訂を行う。」とは「以下に基づいて（受託者が提案する軽油単価（円／年）の見直しを行い、別紙2の算出方法に基づき“変動費（円／年）”を算出する。」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	支払い方法に関して、契約協議の対象とすることを可能とします。 変動費単価の算出方法については、変動費の要素が「燃料費（運搬）」のみの場合は御理解のとおりです。